

平成26年度 総務政策常任委員会 行政視察報告

平成26年10月29日～31日

< 視察参加委員 >

委員長	岩切	裕	
副委員長	黒木	高広	
委員			
海野	誓生	溝口	孝
黒木	末人	木田	吉信



視察地・視察内容

平成26年10月29日（水）15：00～17：00

愛知県西尾市

公共施設ファシリティマネジメントについて

平成26年10月30日（木）10：00～12：00

愛知県豊川市

地域情報化アドバイザーについて

平成26年10月31日（金）10：00～12：00

大阪府池田市

2市2町による「共同事務処理」について

愛知県西尾市



西尾市章

住民基本台帳人口及び世帯数

人口（男）	85,741人
人口（女）	84,403人
人口（総数）	170,144人
世帯数	59,910世帯

平成27年3月1日現在

平成23年4月1日、幡豆郡3町と合併

（一色町、吉良町、幡豆（はず）町）

面積

161.22 km²

一般会計歳出決算額（平成24年度）

52,886,398千円



西尾の抹茶

視察地・視察内容

愛知県西尾市

公共施設ファシリティマネジメントについて
(平成26年10月29日(水) 15:00~17:00)

ファシリティマネジメント

(Facility Management 略称: FM)とは

企業、団体などが持つ業務用不動産及びその環境(=ファシリティ)を組織活動にとって最適な状態で保有、運営、維持、活用するための総合的な管理手法(=マネジメント)のこと。自治体などの公的機関で取組むFMを「公共FM」と言う。

西尾市公共施設再配置実施計画 (2014~2018)



西尾市が進める
新たな官民連携手法による
公共施設再配置

~まちづくりの出発点
ファシリティマネジメント
としてのFM戦略~

愛知県
西尾市
総務部
資産経営課

Since 2011

こうきょうしせつ さいはいいち

公共施設再配置とは

(ハコモノ改革)

「公共施設の**現状と課題**を調査、
分析して、公共施設のより**効率的・
効果的な維持・管理・運営**方法及
び施設**配置**を実現すること」

(西尾市公共施設再配置基本計画・本編 P 3より)

公共施設再配置基本計画策定までの動き

2010(H22)年8月 合併に向けて作成の「**新市基本計画**」第7章に「**公共施設の統合と適正配置の方針**」が示される。

2011(H23)年4月 西尾市と幡豆郡3町合併

5月 再配置行程表(ロードマップ)作成、
企画部企画政策課内に、「**公共施設対策PT(専任職員4名+兼任1名)**」を設置。

2011(H23)年12月 「西尾市公共施設再配置基本計画(素案)」のパブリックコメント開始

2012(H24)年1月 基本計画素案のパブリックコメント終了
(意見提出2名、7件)

6月～9月 公共施設概要調査書(白書の基礎資料)の作成

2012(H24)年3月26日 「**西尾市公共施設再配置基本計画**」
策定

資料編として「**西尾市公共施設白書2011**」も公表

西尾市が 公共施設を再配置する

理由は5つあります



少子化・
超高齢化

平成42年、高齢化率
44.926%

10年後に築30年以上
の建物が7割 887棟



施設の
「高齢化」

再配置対象152
施設(約49%)が
旧3町等からの引
き継ぎ施設



合併に伴う
重複施設



市民の
大きな期待

コスト削減、効果的な活用
新設抑制(意識調査より)

(西尾市公共施設再配置基本計画・本編第3章より) 12



厳しい
財政状況

将来的な税収減、
財政力を弱めるリ
スクがあれば、早
期に予防対策を
講じるのは当然。

西尾市のF M戦略の8つの特徴

- 1 技術系と事務系のスタッフを揃えた**公共F M専任組織**が設置されていること
- 2 公共F Mに関する計画書を市民の視点を踏まえた上で**職員が議論を重ねて自ら執筆・編集**していること
- 3 今後の公共サービスにおける「官」の役割の限界を感じ、地方都市にふさわしい、これまでにない**大胆かつ積極的な官民連携手法（PPP）**を導入していること
- 4 公共F M戦略の実践を**新たなまちづくりの出発点**につなげていこうとしていること
- 5 公共施設の現状・課題から実施計画策定プロセスまでのF Mの動きについて、その浸透度はともかく**迅速な可視化（全公開）**の徹底を図っていること
- 6 行政からの情報を市民に伝える手段として、ヒトの視聴覚に訴える**映像**というツールを駆使したスタイルに挑戦していること
- 7 全国の自治体との公共F M・PPPのネットワークをはじめ**産・官・学**など様々なチャンネルによる**アライアンス（連携）**を活用していること
- 8 施設白書・F M方針からF M戦略へと「**出口戦略**」を見通した体系的な**公共F M**を着実に遂行

西尾市公共施設再配置

3つの基本理念

西尾市公共施設再配置基本理念

1. 公共施設の3M(ムリ、ムラ、ムダ)の解消とリスクマネジメント
2. ハコモノに依存しない行政サービスの提供～施設重視から機能重視へ
3. 市民と行政が共に考える公共施設の未来

西尾市公共施設再配置

3つの基本方針

1. 公共施設の保有数量を段階的に圧縮。原則として、新たに建設しない。
(スクラップ&ビルドで総量抑制)
2. 機能優先順位で維持の可否を決定。低い施設は統廃合の対象。
(機能の優先度3区分、市民ニーズも踏まえ柔軟に対応)
3. 市民と共に、公共施設の再配置を検討する。(見える化、メール、過程の情報提供)

公共施設再配置行程表（ロードマップ）

ステップ1 2011(H23)年度 【Pre Plan】 現状分析、問題把握、基本計画策定、
基本計画の策定・公表、（データベース化を図り、各施設の利用状況、経費、
問題点等検討）、 市民意見集約（意識調査、パブリックコメント、アンケート等）

ステップ2 2012(H24)年度 【Plan】 実施計画策定

第1次実施計画の作成準備（学識経験者 & 市民参画によるWGで検討）
公共施設白書2012公表（市民意見集約、再配置Eモニター、市政世論調査等）
公共施設劣化調査

ステップ3 2013(H25)年度 【Pre Do】

第1次実施計画の策定・公表（市民意見集約、検討WG、再配置Eモニター等）
公共施設白書2013公表
公共施設劣化調査、PFI新方式実現可能性検討調査

ステップ4 2014(H26)年度 【Do】

第一次実施計画稼働（平成26年～30年）市民説明会、未来まちづくり塾（WS）
公共施設白書2014公表
官民連携推進支援業務（26年度以降、PDCAで計画管理、第二次実施計画準備）

基本計画から実施計画までの動き

- 2012(H24)年4月 1日 「公共施設対策P T」 「公共施設経営室」
- 2012(H24)年5月21日 公共FM入門講座(根本祐二東洋大教授)
- 2012(H24)年6月22日 第1回西尾市高校施設再配置検討WG
(公共施設視察等実施、以後毎月1回程度開催)
- 2012(H24)年7月10日 公共施設再配置推進支援業務
(中央コンサルタント(株)に委託。構造体劣化調査(168施設、288棟)、2,940万円)
- 2012(H24)年9月21日 公共施設再配置勉強会
(株)五星パブリックマネジメント研究所・主任研究員 天米一志氏から18名)
- 2013(H25)年3月29日 西尾市公共施設白書2012を公表
- 2013(H25)年6月 4日 「サービスプロバイダー方式のPFI実現可能性検討調査」が国交省「先導的官民連携支援事業」に採択
- 2013(H25)年8月15日 「サービスプロバイダー方式のPFI実現可能性検討調査業務を(株)五星に委託(平成26年2月末まで、988万、研修)
- 2013(H25)年8月21日 「にしおFM・PPPスクール」開講
- 2014(H26)年3月26日 西尾市公共施設再配置実施計画策定

新たなまちづくりの出発点

1

公共施設再配置を考えるとすることは、市民生活と行政との新たな関係を考えることであり、未来のまちのあり方のフレーム（枠組み）に深く関係。公共施設再配置（新しい自治体経営改革）を推進することで西尾市の未来像の礎を描く。

建物の安全性の確保

2

劣化調査により最長80年まで長えな建物を整理して公共施設の一されていない建物は最優先に再配置を

く使える建物（＝長寿命化）と使齊更新問題に対応。耐震性が確保検討。

西尾市資料より

官民連携手法の活用

行政だけで公共施設の問題を解決するのではなく、多様な官民連携手法～市民協働、PFI事業（地域経済の活性化につながる効果的な公共サービスの提供）～の導入によって再配置事業を推進

3

トピック⑧ 西尾市が導入を考えているPFIの新方式 ～サービスプロバイダ方式のPFIとは～

はじめに事業を運営する企業（運営SPC＝特別目的会社）を先に選定して、それをサービスプロバイダとして位置付け、中長期的な運営主体の枠組みを構築します。公共施設再配置はまちづくりの将来像に大きく関係する事業であることから運営SPCは地域事情や特性に精通した地元企業の参画を重視します。運営SPCは再配置プロジェクトの性能発注に対する提案に基づいて事業の包括的にマネジメントします。

次に専門的かつ高度な大規模修繕及び建替事業を実施するときは、運営SPCが自治体と協議しながら、建設企業等に業務委託します。サービスプロバイダ方式のPFIは、地域に根ざした新たな官民連携のスタイルです。

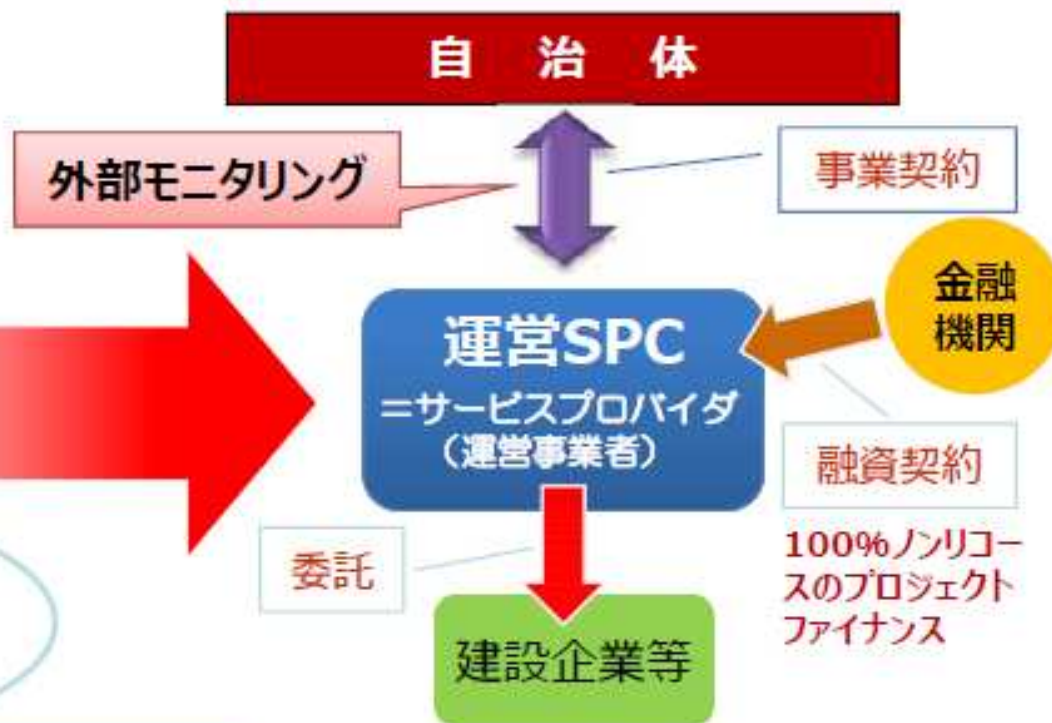
STEP1 サービスプロバイダの選定



地域を良く知る地元企業が多く参画して運営SPCを構成。

この詳細は実施計画
第3部資料編P134

STEP2 大規模事業者の選定



建設企業は運営SPCが運営しやすい建物を整備。

再配置プロジェクト 01 吉良地区の多目的新生涯学習施設整備事業

再配置方針：吉良地区にふさわしい新たな市民交流の場としての多目的な生涯学習施設を整備する。また安全性に問題のある施設は解体する。



再配置プロジェクト02 一色地区の新公共空間創造事業

再配置方針：公共施設の集積化による新たな公共空間の創造と、支所跡地などで市営住宅整備を中心とした一色地区の定住促進を図る。



視察の所感～西尾市編①～

- ・ 公共施設を再配置する理由、どのような考え方で進めるのかということが明確にされていることは非常に参考になった。検討を開始した日向市にとって、大いに役立つのではないかと思う。
- ・ 市民との協働、効率的・効果的な行政サービスの提供、官民連携の推進の3点において、徹底的な研究が行われ、確実に実行されており、特に、新たな官民連携の模索は、最先端の取り組みといえる。全体として、高いレベルの専門的な検討が行われ、計画が遂行されている。これだけの取り組みは専門性のあるリーダーが必要であり、今後本市が取り組みを進める際、市民との協働や官民連携の実際等参考にして進める必要を感じた。

視察の所感～西尾市編②～

- ・西尾市に注目するのが、サービスプロバイダー方式のPFIである。地域に根ざした新たな官民連携を模索していくことを、我が日向市でも取り入れ、最小の経費で最大の効果をあげるべきである。
- ・将来的には、市民が利用者、負担者から、経営者となって、公共施設のみならず、自治体経営のマネジメントに関わっていくことが大切である。

視察の様子 西尾市編





豊川市章

愛知県豊川市

住民基本台帳人口及び世帯数

人口（男）	89,983人
人口（女）	91,108人
人口（総数）	181,091人
世帯数	67,024世帯

平成27年3月1日現在

面積

160.79 km²

一般会計歳出決算額（平成24年度）

59,652,818千円



豊川いなり寿司

豊川いなり
寿司

視察地・視察内容

愛知県豊川市

地域情報化アドバイザーについて

(平成26年10月30日(木) 10:00~12:00)

地域情報化アドバイザーとは

地域の要請に基づき、ICTによる地域活性化に意欲的に取り組む事業に対して、総務省が委嘱した「地域情報化アドバイザー」を派遣。これにより、支援地域の地域情報化を「基盤」「利活用」「人材」の3つの側面から総合的にサポート。派遣するアドバイザーは、依頼者からの指名や事務局により要請内容に応じたアドバイザーを選出して派遣。

豊川市の事業概要-1-

事業名

「豊川市情報化推進計画策定にあたっての地域情報化施策立案」

豊川市では、平成20年度に「とよかわ情報化推進指針」を策定し、その翌年度に地域のさまざまな情報を集め、発信する地域ポータルサイトを地域情報化のメイン事業として構築、運用してきた。

一方で、平成17年度から3度に及ぶ合併後の地域情報化も含めた情報化の方向性を示す必要が生じたため、新たな情報化にかかる計画について策定することを目的としている。

アドバイザーへの依頼内容

職員によるワーキンググループに参加してもらい、市の課題や地域性などを考慮した実現可能な地域情報化施策立案にあたり、客観的な立場から豊富な経験と知識を元にアドバイスを受ける。

豊川市の事業概要-2-

アドバイザーの取り組み

延べ5回アドバイスを受ける。初回は、市の現状を把握してもらうために、職員から、また中央図書館で地域情報の集積状況等についてヒヤリングを実施。

2回目以降は、庁内WGに参加してもらって、庁内の部門別の地域情報化の課題、具体的な取り組み状況等について説明を行い、個別にアドバイスを受ける。

後半の3回は、情報化推進計画のまとめの過程と、同アクションプランの策定過程でも具体的かつ有効なアドバイスをもらい、それを反映させて計画の完成度を高めることができた。

派遣期間中に、各種イベント視察等もおこなっていただき、行政職員では及ばない広い視点での地域活性化に繋がるアドバイスをもらうことができ、成果物以上に職員への啓発が成果となった。

豊川市の事業概要-3-

アドバイザーから支援を受けたプロジェクトの状況

市民によるパブリックコメントを経て、平成24年3月に「豊川市情報化推進計画」を策定し、「地域情報化」、「行政情報化」、「情報化基盤整備」の3分野にわたる51事業を推進中。

同アクションプランでは、あらたな情報化推進組織である「情報政策推進本部」のもと、具体的な施策実施に取り組んでいる。今後その評価・検証を着実にを行い、PDCAサイクルを回していく。

地域ポータルサイトの運営に関しては、地域コミュニティに関する取り組みをいっそう強め、地域密着型の情報提供で、よりいっそう市民の愛着と新羅が得られるよう努力中。

地域情報化アドバイザーからのメッセージ

アドバイザー名 細内 信孝(ほそうち のぶたか)
コミュニティビジネス総合研究所代表取締役所長
コミュニティ・ビジネス・ネットワーク理事長
法政大学大学院政策創造研究科兼任講師

■メッセージ :

今後の豊川市の地域情報化計画については、次の分類に基づいて情報化を整理した。

- 1) 安全・安心情報の発信
- 2) コミュニティの活性化
- 3) 産業の振興
- 4) 観光・生活情報の発信
- 5) 教育・学習の充実
- 6) 人材育成の支援

これらは地域の課題を解決し、地域を再び活性化させる重要な地域情報化の視点である。豊川市のように既存のシステムを再評価し、さらに整理・統合し、足りないものは他のICTで補完していくことは、今後の基礎自治体にとって見習うべき大切な視点である。その際の市民目線にそった地域情報化は、問題解決型のネットワーク・システムとなるであろう。

地域情報化アドバイザー制度

総務省が「一般社団法人 全国地域情報化推進協会」に委託して実施。
約80人のアドバイザーが登録しており、自治体の要請に応じて派遣する。

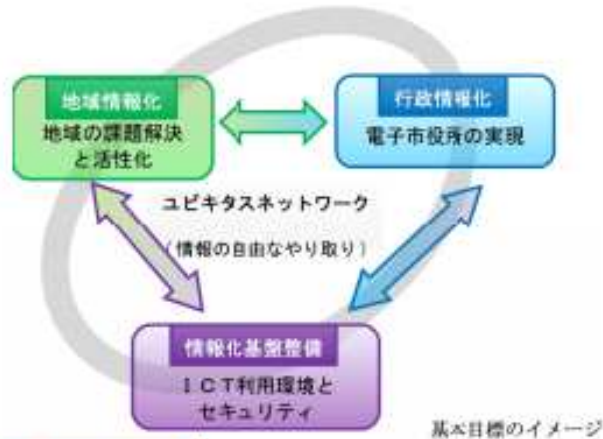
豊川市情報化推進計画概要版

基本方針

ICT活用による地域満足度の最大化

基本目標

- ①地域課題の解決や地域振興に貢献するサービスの提供
- ②市民からよく「見える」効率的な電子市役所の実現
- ③市民や地域社会が施策の恩恵を体感でき、情報セキュリティに優れた情報化基盤の整備



1. 計画策定の背景

平成20年度に「とよかわ情報化推進指針」（以下「指針」という。）を策定しました。また、地域のさまざまな情報を集め、発信する地域ポータルサイトの構築や全庁的な視点で情報システムや業務のあり方を再定義する全体最適化事業に取り組んできました。しかし、変化の激しい情報化社会に対応しつつ、合併後の本市における情報化の方向性を示すためには、指針を発展的に継承する「豊川市情報化推進計画」を策定する必要が生じました。

2. 計画の位置づけ

「第5次豊川市総合計画」の下位計画に位置づけ、行政運営を経営的な視点で捉え、行政運営のあり方を変えるための「行政経営改革プラン」と連携をとり、総合計画の目標実現に向けて実施する施策や事業を情報政策面から支援するための計画として位置づけます。

3. 計画の期間

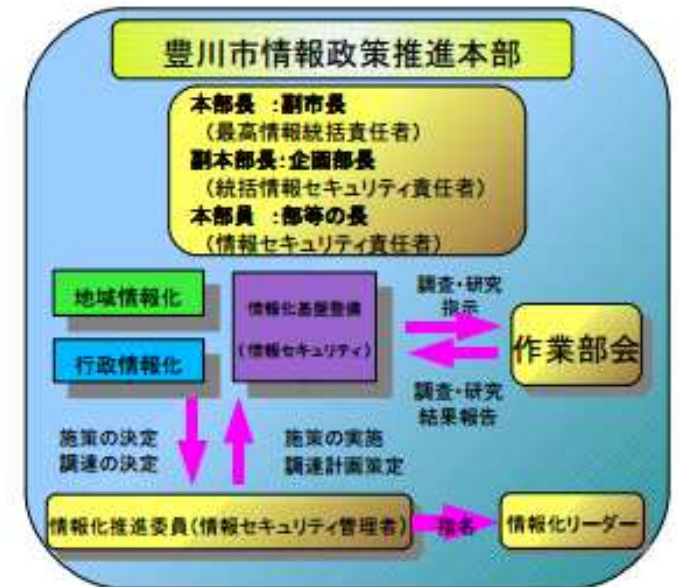
平成24年度から平成27年度までの4年間とします。
 なお、ICTの動向や社会経済状況の変化、国の制度や法令の改正などに柔軟に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

4. 計画の構成

- 第1章 計画の策定にあたって
- 第2章 情報化の現状と課題
- 第3章 情報化推進の考え方
- 第4章 推進施策
- 第5章 計画の実現に向けて

5. 情報化の推進体制

「豊川市情報政策推進本部」を組織し、副市長を本部長として情報化施策の総合的な推進や点検・改善を図ります。必要に応じて作業部会を設置し、庁内横断的にさまざまなICT活用に関する調査・研究を行います。各職場における情報化の推進と庁内の調整役として各課長を情報化推進委員とし、課長の指名により情報化リーダーを課内の情報化の推進役として設置します。



6. 計画の進行管理

PDCAサイクルの視点を取り入れ、フィードバックを行います。推進施策の実施にあたっては、総合計画実施計画と整合を図り、毎年度、推進施策の具体的な取組と実施目標をアクションプランとして定め、計画的に事業の推進を図ります。



施策の体系

地域の課題を解決し、活性化させる地域情報化

地域課題の解決や地域振興に貢献するサービスを提供し、安全・安心で豊かな地域社会の実現を目指します。

安全・安心情報の発信

- ① 「みてみん！」を始め多様なメディアを活用した安全・安心情報の発信
- ② 外国人向け災害情報の発信
- ③ 自動体外式除細動器（AED）の設置場所情報や取扱方法の動画による紹介
- ④ 健康・医療関連情報発信の検討
- ⑤ 福祉・介護総合情報ネットワークの検討
- ⑥ ケーブルテレビへの緊急情報の提供 など

施策
(1)

産業の振興

- ① 産地地消を推進するためのホームページの活用等の検討
- ② 農地情報バンクのPR
- ③ ホームページや動画などを活用した企業立地推進のPR
- ④ 空き店舗や空き工場の情報提供
- ⑤ 「みてみん！」におけるショップ機能の検討 など

施策
(3)

教育・学習の充実

- ① 各種生涯学習講座のインターネット配信サービスの開設
- ② 学校や保育園の給食に関する情報の配信
- ③ ICTを利用した学校教育の充実
- ④ 生涯学習サイトの創設
- ⑤ 中央図書館の電子書籍サービス導入の検討 など

施策
(5)

コミュニティの活性化

- ① 「みてみん！」のコミュニティサイトへのコミュニティ活動を行う団体の参加促進
- ② コミュニティサイトへの市民投稿による動画やフォトコンテストの実施
- ③ コミュニティメールの活用 など

施策
(3)

観光・生活情報の発信

- ① ケーブルテレビのデータ放送画面の活用等の検討
- ② 開花情報など旬な情報の発信
- ③ 市主催イベントのネット中継
- ④ 市民提供による観光・生活に関する写真や動画などの配信
- ⑤ 市所蔵コンテンツの情報発信
- ⑥ 観光情報サイトの充実 など

施策
(4)

人材育成の支援

- ① 市民との協働によるICT講習会などの開催
- ② ICTサポーターの育成
- ③ 市職員の情報リテラシーの向上 など

施策
(6)

身近で効率の良い電子市役所を実現する行政情報化

事務の効率化を図る一方、行政情報の見える化により、市民の利便性の向上を図ります。

行政サービスの高度化

- ① あいち電子自治体推進協議会オンラインシステムの利用手続きの拡大
- ② 総合医療情報システムの導入
- ③ 総合窓口システムの検討
- ④ FAQシステムの検討
- ⑤ 市ホームページによる情報提供の充実とアクセシビリティの向上
- ⑥ 広報媒体の双方向性と広域連携の検討
- ⑦ 地上デジタルテレビ放送のデータ放送の活用
- ⑧ e-モニター制度の検討
- ⑨ 市民公開型GISによるハザードマップなどの提供
- ⑩ ICTタグを利用した図書館資料管理システム導入の検討
- ⑪ 公費収納のオンライン化の推進 など

施策
(1)

行政の効率化

- ① あいち電子自治体推進協議会オンラインシステムの利用率向上
- ② 自治体クラウドなど情報システムの共同調達、共同運営の推進
- ③ 共通番号制度など新たな情報基盤への適切な対応
- ④ 全体最適化計画に基づいた事業の推進 など

施策
(2)

誰もが情報化の恩恵を体感でき、情報セキュリティに優れた情報化基盤整備

ユビキタスネットワークの構築などICT利用環境の整備を行い、情報セキュリティ対策のレベルアップを図ります。

ICT利用環境の整備

- ① 総合行政ネットワークの活用
- ② 地域情報プラットフォームへの対応
- ③ 公衆無線LAN対応 など

施策
(1)

継続的な情報セキュリティ対策のレベルアップ

- ① 外部サービスを使い自宅で学習できるe-ラーニングの実施
- ② 外部監査の実施
- ③ 内部監査の実施
- ④ 自己点検の実施
- ⑤ 業務継続計画の定期的な見直し など

施策
(2)

視察の所感～豊川市編①～

- ・自治体へのICTの導入が進む中、専門性の獲得が課題で、具体的な取り組みの優良事例ということで豊川市を視察した。情報化推進計画の策定過程でアドバイスを受けたとのことで、期待以上の成果を得ている感じを受けた。ICTと一口に言っても、きわめて広範囲にわたる施策に使えるため、近い将来、ICT導入の観点で全事業を見直すことになる。その意味で、本市でも同制度の導入による研究が不可欠だと思う。
- ・道半ばと感じられたが、今後ICTを活用した地域情報化は避けて通れない課題でもある。日向市でも先進事例を検証・参考にして地域情報化計画を推進していく時代に突入していくと感じた。

視察の所感～豊川市編②～

- ・ 既存のシステムを再評価し、さらに整理・統合し、足りないものは他のICTで補充していくことは、今後基礎自治体が学習すべき、必要な視点である。
- ・ 行政職員の能力や事業のキャパシティーが不足しているのであれば、地域情報化アドバイザーは必要であるが、日向市に置いて馴染むかどうかについては一考を要すると感じた。但し、ICTの必要性は十分理解できる。

視察の様子 豊川市編



大阪府池田市

住民基本台帳人口及び世帯数

人口（男）	49,236人
人口（女）	53,246人
人口（総数）	102,482人
世帯数	46,012世帯

平成27年2月28日現在

面積

22.09 km²

一般会計歳出決算額（平成24年度）

36,328,716千円



池田市章



落語
みゅーじあむ

視察地・視察内容

大阪府池田市

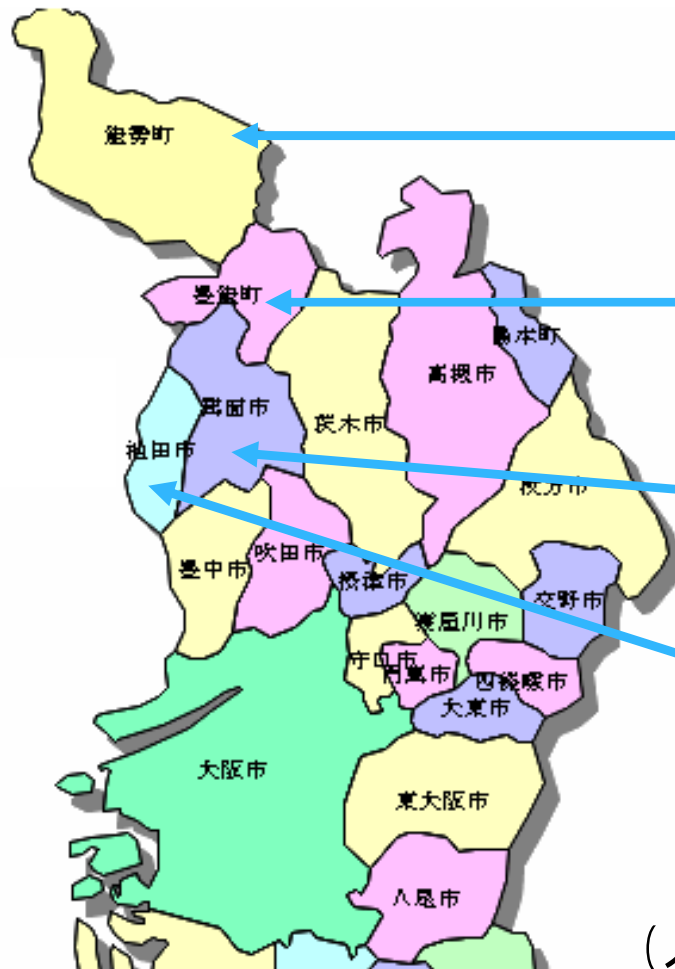
共同事務処理について

(平成26年10月31日(金) 10:00~12:00)

2市2町による「共同事務処理」とは

大阪府から市町村への権限移譲（「大阪発“地方分権改革”ビジョン」(平成21年3月)）を受け、池田市・箕面市・豊能町・能勢町の2市2町が、全51事務事業を広域・共同で処理している。事務は池田市役所と同一ビルにある大阪府合同庁舎に設置の「広域福祉課」で福祉8事業を、また池田、箕面両市役所内に「広域」各課を設置、職員を派遣し処理している。地方自治法改正（平成23年8月1日施行）に基づく新たな仕組み「内部組織の共同設置」の先進事例。

大阪府北部2市2町



能勢町

面積 98.68m²
人口 11,387人、

豊能町

面積 34.37m²
人口 21,656人、

箕面市

面積 47.84m²
人口 132,191人、

池田市

面積 22.09m²
人口 102,582人、

(人口、面積共に、平成26年4月1日現在及び推計)

事務の「共同処理」の種類

共同処理制度の種類

法人の設立を要しない簡便な仕組み

1. 協議会 自治体が共同して管理執行、連絡調整計画策定等行う制度
2. 事務の委託 自治体が事務の一部の管理・執行を他の自治体に委ねる制度
3. **機関等の共同設置** 自治体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の自治体が共同で設置する制度

別法人の設立を要する仕組み

1. 一部事務組合 自治体が事務の一部を共同で処理するために設ける特別地方公共団体
2. 広域連合 広域で事務処理を行うための特別地方公共団体。国、県から、直接権限移譲を受けることができる。

2. 権限移譲の進め方と移譲候補事務

権限移譲実施計画の策定

- 平成21年12月に市町村ごとに「権限移譲実施計画」を策定し、移譲時期や事務処理手法を明確化

計画期間

- 平成22年度から平成24年度までの3年間

移譲候補事務

事務分野	事務数	条項数 (重複含む)	特例市の権限	第1次勧告	パッケージ
まちづくり・土地利用規制	51	796	30	32	17
福祉	18	324		18	10
医療・保健・衛生	7	106		7	
公害規制	13	302	6	8	3
教育	2	24		2	
生活・安全・産業振興	11	373	1	8	4
合計	102	1,925	37	75	34

7. 権限移譲項目の受け入れ方針と移譲年度

池田市説明資料より

受け入れ方針（池田市）

受け入れ方針 事務分野(項目数)	池田市単独で 移譲を受ける 事務	分担処理で移譲を受ける事務		集中処理で 移譲を受ける 事務	移譲を受けない 事務
		池田市分担	箕面市分担		
まちづくり・土地利用規制 (38)	9	28			1
福祉 (13)			4	8	1
医療・保健・衛生 (2)					2
公害規制 (13)	5	7			1
生活・安全・産業振興 (10)	4		5		1
合 計 (76)	18	35	9	8	6

移譲年度

移譲年月	市町単独	池田市分担	箕面市分担	集中処理	合計
平成23年 1月	15	28	8		51
平成23年10月	3	7	1	8	19
合計	18	35	9	8	70

3. 市町村への財政支援

権限移譲計画策定に係る支援（平成21年度）

- 平成21年度に実効性のある「権限移譲計画」を策定し、平成22年度以降、府から大幅な権限移譲を受ける市町村（政令市除く）を対象
- 移譲権限の数、事務の難易度、専門職の要否などを勘案して配分
- 総額2億円計上⇒市町村振興補助金（分権推進分）で支援

初期的経費交付金（初年度のみ）

- 移譲準備等に必要な経費について、事務ごとに定められた金額を交付

事務費交付金（移譲年度～）

- 移譲事務にかかる各市町村の年間処理件数に応じた金額を交付
- 上記に加え、固定経費分として1事務あたり6時間分の人件費を交付（大阪版地方分権推進制度に基づき移譲された事務に限る）

『移譲事務交付金』

権限移譲推進特別交付金（平成22年度～24年度）

- 市町村の組織体制強化や人材の育成、広域的な事務処理体制の構築などに支援（政令市除く）
- 1団体あたり3カ年で上限1億円を支援

○交付の考え方

- ①受入事務数、難易度、受入時期、事務処理体制の強化や広域的な連携などの取り組み
- ②先進的な取り組みに特に配慮するなど、重点化の推進

【対象事業例】・電算システム構築改修、外部委託化等の業務改革

・府への職員派遣研修

・事務処理ネットワーク化、共同事務センター整備 など

1.1. 共同設置する組織と移譲事務

幹事市：箕面市

分担処理

執務場所：箕面市役所内

広域商工観光課

- ガス用品販売事業場の立入検査等
- 電気用品販売事業場の立入検査等
- 岩石採取計画の認可等
- 大規模小売店舗新設届出の受理等

広域人権国際課

- 社会福祉事業(隣保事業)開始の届出の受理等

広域公園課

- 砂利採取時における採取計画の認可

広域子ども支援課

- 児童福祉施設設置(助産施設及び母子生活支援施設)に係る認可等

広域幼児育成課

- 児童福祉施設設置(保育所)に係る認可等
- 認可外保育施設からの届出の受理等の事務

広域子育て応援担当

- 児童福祉施設設置(児童館)に係る認可等
- 社会福祉事業(放課後児童健全育成事業)開始の届出の受理等

集中処理

執務場所：池田・府市合同庁舎内

広域福祉課

- 身体障がい者・精神障がい者保健福祉手帳の交付
- 指定障がい福祉サービス事業者の指定等
- 指定居宅サービス事業者の指定等
- 特別養護老人ホーム(定員29人以下の施設)の設置の認可
- 老人デイサービスセンター等の設置の届出受理等
- 有料老人ホーム設置届等各種届出の受理及び運営指導等
- 社会福祉法人の設立認可等
- 社会福祉事業(老人福祉センター)開始の届出の受理等

幹事市 箕面市

集中処理 広域福祉課8事業

(池田・府市合同庁舎内・池田市)

分担処理 広域6課11事業

(箕面市役所内各広域課)

共同設置している組織と移譲事務①

幹事市：池田市

池田市説明資料に加筆

分担処理（3課）

執務場所：池田市役所内

広域環境をまもる課

- 都市緑地法に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全区域に関する事務
- 風致地区内における建築物の建築その他工作物の建設等の許可等に関する事務
- 大気汚染防止法に係る規制事務、大阪府生活環境等の保全等に関する条例に係る規制等事務
- ダイオキシン類対策特別措置法に係る規制事務等
- 水質汚濁防止法に係る規制事務等、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務
- 指定物質排出者への指導等に関する事務
- 土地汚染対策法事務、大阪府生活環境の保全等に関する条例に係る規制等事務
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく届出の経由及び意見の添付、大阪府生活環境の保全等に関する条例による化学物質管理制度に基づく届出等
- 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に係る届出受理事務等

広域交通・総務課

- 終身建物賃貸借事業の認可等
- マンション建替事業に係る認可、指導監督等

広域まちづくり課

- 都市計画法に基づく測量等の際の試掘の許可
- 都市計画法に基づく開発行為の許可等(箕面市除く)
- 造成宅地防災区域の指定等
- 宅地造成工事規制区域指定等
- 宅地造成工事規制区域内における宅地造成工事の許可等(箕面市除く)
- 個人施行者の施行する住宅街区整備事業に係る認可、指導監督等
- 住宅街区整備事業により取得した施設住宅の一部の譲渡の届出の受理
- 住宅街区整備事業の施行の準備又は施行のための他人の土地で試掘をする場合の許可
- 住宅街区整備事業の施行地区内における建築行為等の許可
- 組合が行う住宅街区整備事業に係る認可、指導監督等
- 土地区画整理促進区域内及び住宅街区整備促進区域内における建築行為等の許可等
- 土地区画整理促進区域内等における土地の買い取り申出
- 市街地再開発促進区域内における建築の許可等
- 市街地再開発事業の準備のための立入、試掘等の許可等
- 再開発事業計画の認定等
- 区画整理会社の土地区画整理事業の認可、指導監督等
- 個人の土地区画整理事業の認可、指導監督等
- 組合の土地区画整理事業の認可、指導監督等
- 農住組合の設立認可等
- 防災街
- 防災街
- 防災街
- 屋外広
- 施設住
- 可

幹事市 池田市

分担処理 広域3課11事業
(池田市役所内各広域課)

12. 共同処理センターの身分取扱い・予算など

	分担処理 (まちづくり・公害規制・児童福祉・生活安全部門)	集中処理 (福祉部門)
身分取扱い	幹事市の職員とみなす(選任された段階で自動的に幹事市の規定が適用)	
給料	幹事市の規定を適用 (幹事市の職員のみを選任)	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹事市の規定を適用 ● 年収保障を基本とし、同等役職での直近上位に格付け
旅費・手当		幹事市の規定を適用
昇給		
公務災害		幹事市の規定・基準を適用 (幹事市以外の市町に事前報告)
分限・懲戒		
退職手当 (死亡)		幹事市の規定を適用 (幹事市以外の職員の場合は、幹事市から支給後、相当額を幹事市以外の市町に請求)
福利厚生		<ul style="list-style-type: none"> ● 幹事市の福利厚生団体に入会 ● 市町村職員共済組合の資格は幹事市に変更
選任・発令	2市2町の首長協議により候補者を選定し、幹事市長が選任・発令(分担処理は協議を省略)	
歳入予算	手数料は、幹事市：権限移譲事務担当課、幹事市以外：権限移譲事務関係課の一般会計予算に計上 移譲事務交付金・権限移譲推進特別交付金は、政策推進課で計上	
歳出予算	幹事市：権限移譲事務担当課の一般会計予算に計上 ※ただし、運営経費に係る負担金は、政策推進課で計上	
議会対応	<ul style="list-style-type: none"> ● 幹事市以外の市町は、関連する事務を所管する次長以上で対応 ● 幹事市の常任委員会のみ出席(幹事市以外の市町は出席不要) 	

池田市説明資料より

13. 運営経費の負担について

基本ルール

- 権限移譲事務交付金・手数料による歳入はすべて共同処理センターの運営費に充当
- 過不足分は歳入額の割合に応じて2市2町で精算

負担する経費

■ 人件費

給与（退職手当を除く）、共済費

※分担処理の場合は「処理時間×人件費単価」で、集中処理の場合は「職員の実給与」で算出

■ 事務費

旅費、消耗品費、通信運搬費、賃借料、光熱水費（集中処理のみ）等

経費負担のイメージ

	箕面市	池田市	豊能町	能勢町	合計
① 【運営にかかった経費】 人件費・事業費	140	160	0	0	300
② 【歳入】 移譲事務交付金・手数料	40	30	20	10	100
③ 不足分の負担額	$200 \times 40 / 100 = 80$	$200 \times 30 / 100 = 60$	$200 \times 20 / 100 = 40$	$200 \times 10 / 100 = 20$	200
④ 歳入と不足分の負担額の 合計（②+③）	120	90	60	30	300
運営経費と負担すべき額の差 （④-①）	▲20	▲70	60	30	
精算	能勢から20	豊能から60 能勢から10	池田へ60	箕面へ20 池田へ10	

視察の所感～池田市編①～

・大阪府による市町村への権限移譲は、おそらくもっとも進んでいる。政令市並みの権限を、すべての市町村が持つことは実際は不可能だが、周辺の自治体が協力して、共同で事務を行えば、小さな自治体でもはるかに大きい権限で自治を推進できる。これにいち早く取り組んだのが池田、箕面、豊能、能勢の2市2町である。まだ始まったばかりで、財政的な支援の弱さなど多くの課題を抱えている。だが、後背に入郷自治体が控える本市にとって、事務の共同化で町村の住民サービスの向上に寄与できるとすれば、これは最大限努力すべきだし、将来的に避けがたく、検討が急がれる課題であると思う。

視察の所感～池田市編②～

- ・日向市での取り組みについて考えた場合、県からの事務移譲をどの程度受け入れられるか、また共同事務を行う市町村との関係をどのように構築するか等から、現在の広域連合の拡大も含めて、しっかり検討する必要性を感じた。
- ・市民にとっては便利になったという感は出ていること等から、行政が市民への利便性を諮っていくことに向けての手段とすべきと思われるが、このような政策の実行については、受ける側の研究とシステムの構築が最大の課題と考える。
- ・権限移譲について、地方分権改革が進む中、法改正により各団体の主体性を維持しながら連携できる仕組みの選択肢が増えてきた。日向市のように小規模な自治体が今後取り組んでいく問題として提起された事例であると認識した。

視察の様子 池田市編



～ 報告内容は以上です。(日向市議会 総務政策常任委員会) ～ 45